

個人情報保護委員会（第314回）議事概要

- 1 日 時：令和7年2月5日（水）13：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員
梶田委員、高村委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について
（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「資料3ページの3の子供を対象とした規律について、コメントする。この課題は、グローバルレベルでは数年前から共通テーマとして国際会議等で話題に上がっていた。今回、日本も制度的課題として取り上げたことは歓迎すべき方向性だと思う。規律の明確化においては様々な検討が必要だと思うが、特に子供の年齢確認や証明の実効性については技術的解決方法の在り方や、年齢確認が追加的な個人情報の収集につながり得るという懸念もある。今後このような課題にも向き合い、進めていただきたい」旨の発言があった。

穴戸委員から「本日お示しいただいた「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」、個人データ等の取扱いにおける本人関与の規律の在り方は、これまで当委員会で示してきた方向性、パブリックコメントの御指摘、検討会での議論、様々なステークホルダーとの対話、有識者ヒアリング等を踏まえて、考え方を具体的に示したものであり、適切な内容であると考えている。

全体を通じて、法律事項あるいは制度整備事項としては記載のとおりだが、実質においては、個人情報等を取り扱う事業者において、それぞれの事業分野あるいは取り扱われる情報の内容、性質、分量に即した適切なガバナンスが効いているということを前提に、規律を合理化するものだ理解している。その点では、個人情報保護法制の考え方を根本的に変更するというよりも、既に委員会で議論してきた今次の3年ごと見直しの大きな方向性、その前提となる個人情報保護法制の基本的な枠組みを踏まえたものであり、事業者のガバナンスを重視するという考え方に即したものであると考えている。

この点について、今次の見直し、また、今回の資料について事業者等の様々な方々に資料の趣旨を適切に理解いただくとともに、今のような観点

から見て、事業者の方々に現実的にできること・できないことを含めて、積極的に事務局においてステークホルダーの方々と対話いただき、その結果を委員会で報告いただきたい」旨の発言があった。

清水委員から「今後、ステークホルダーと議論を続けていくとのことで、積極的な議論をお願いしたい。その上で、2点コメントがある。

1点目は、資料1ページの1(1)1ポツ目で、統計情報等の作成について、AIを含むとされている。本人の同意が不要な場合として、「注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」と記載がある。ここでは安全なAIを指しているという説明であった。ただ、誰のデータが学習に用いられたか特定できない、出来上がったモデルから個人情報抽出することができない等、安全なAIであることを保証するために開発者側に求めるガバナンスのルールを今後明確にする必要があると思っている。この点、EUでは議論が進んでいるようなので、これらも参考にしていきたい。

2点目は、資料3ページの3の2ポツ目で、原則法定代理人からの同意取得を義務付けるが、一定の場合は「例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要がある」とのことで、昨年のヒアリングの中でも出された意見として、法定代理人（親）に同意を求めることが本人の権利利益のためにならないケースがあるのではないか、というものもあったと思う。そのようなケースがあるのかについても、検討していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上